

「真摯な労使関係とワークルールを」

労働者委員 下町 和三

労働組合は、労働条件や職場環境の点検・改善、産業や労働者を取りまく国や地域の政策・制度の改善、安心して暮らせる地域社会をつくることなど幅広い取り組みを行っています。

経営者の中には「労働組合は会社の敵だ」と誤解されている向きもあるようですが、決してそんなことはなく、会社の安定・発展と働きやすい環境づくり、社会的責務を果たすために経営者と共に知恵を出していくものだと考えています。

もちろん労働組合の原点は、労働者・組合員の職場環境改善、生活向上を図り、組合員と家族の生活を丸ごと引き受ける存在であるということです。

しかし、残念ながら、全国で8割超、鹿児島県では約87%の労働者が、労働組合の枠の外で働いています。こうした方々の働く不安にこたえるために「連合」では労働相談を受けていますが、事案の多くが、退職する時に過去の問題の解決を求めたり、解決と同時に職場を去るといった結果になります。

在職しながら経営者へ解決を求めることは控える方が多い。やっぱり一人ひとりの労働者は弱い存在です。

労働者が職を失うということは、暮らしの基盤を失うことで大変なことです。会社にとっても、人材を失うことになり損失です。

中には、経営者や労働者が、労働基準法などの労働に関する「ワークルール」を知っていれば、トラブルにならずに済んでいると感じる事案もあります。

労働組合の機能までとはいかなくても、労使間のトラブルを予防し、発生したとしても職場で真摯な話し合いができる仕組みを作ること。あわせて、交通安全教育並みに「ワークルール」を教えることが大切だと思います。

そうしたことをお手伝いできれば良いなと思っています。